

(案)

計 画 書

大阪都市計画特定街区の変更（市決定）

都市計画法円坂北特定街区を次のように変更する。

名称	位置	面積	建築物の容積率 の最高限度	建築物の高さ の最高限度	備考	
法円坂北 特定街区	大阪市中央区 馬場町地内	約 1.36ha	史跡 指定地 約 0.58ha	60/10	0m	
			A 敷地 約 0.49ha	69/10	高層部 102m 中層部 33m 低層部 9.5m	
			B 敷地 約 0.29ha	18/10	10m	

区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり

ただし、史跡指定地の建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限については、公益上必要なものは除く。

理 由

法円坂北特定街区において、史跡難波宮跡の保全整備や史跡区域と一体となったみどり豊かな歩行者空間を整備するとともに、国際競争力の強化に資する宿泊機能等を導入することにより、史跡難波宮跡の保存活用と連携した市街地環境の整備改善及び観光拠点機能の強化を図るため、本案のとおり特定街区を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更に係る土地の区域
大阪市 中央区 馬場町 地内